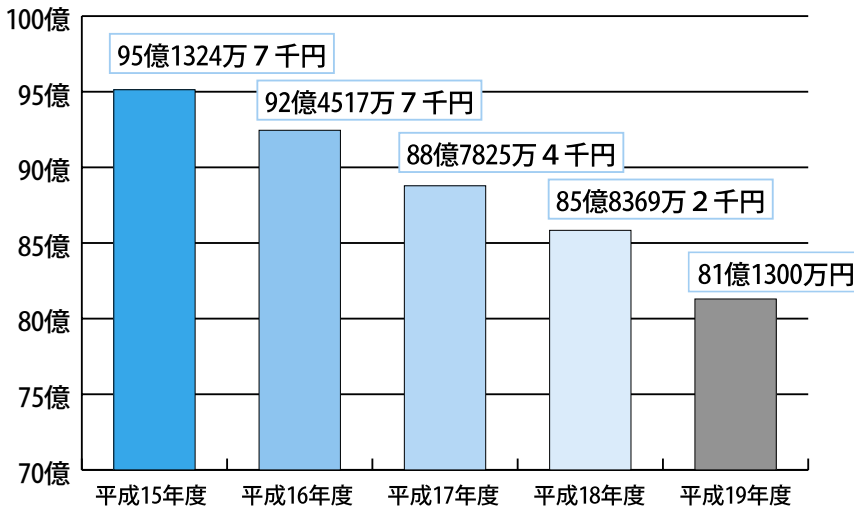


持続可能な行政へ

待ったなし！行財政改革

地方交付税の推移



※三位一体の改革とは・・・

国が平成15年に発表した経済財政運営と構造改革に関する基本方針「骨太の方針」の中で、平成18年度までに、国庫補助負担金の廃止・縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しの3つの改革を一体的に行い、地方分権を推進することをいいます。

◆三位一体の改革（平成16年度から平成18年度までの3か年で実施）に伴う平成18年度予算への影響額

国庫補助負担金の廃止・縮減	△2億5864万1千円
国から地方への税源移譲	1億3539万2千円
地方交付税の見直し	△9億2955万5千円
差引	△10億5280万4千円

◆税制改革および交付税改革に伴う平成19年度予算への影響額（平成18年度と平成19年度予算の比較）

税制改革	△5289万2千円
地方交付税の見直し	△4億5369万2千円
差引	△5億658万4千円

本町の財政は、国の三位一体の改革や税制改正などに伴い約15億6千万円の財源が削減されるなど、非常に厳しい状況に直面しています。

合併前の平成15年度と平成19年度を比較すると、削減額の88パーセントに当たる約13億8千万円もの地方交付税が削減されたこととなります。本町のように財政力が弱く、自主財源に乏しい地方自治体のまさに生命線とも言える地方交付税の削減は、本町の財政運営に深刻な影響を与えています。

このような厳しい財政状況を改善し、将来にわたって真に持続可能な行政を確立するため、行政改革大綱および集中改革プランを策定し、様々な行財政改革の取り組みを行い、財源の確保を図っています。

今月号からシリーズで、「待ったなし！行財政改革」と題して、本町の行財政改革の具体的な取り組みについてお知らせします。

今回は、人件費の見直しについてお知らせします。